介護老人保健施設ミドルホーム富岡 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人大和会が開設する介護老人保健施設ミドルホーム富岡居宅介護支援事業 所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護 支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものと する。
 - 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率 的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定 の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に 行うこと。
 - 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護 支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名称 介護老人保健施設ミドルホーム富岡居宅介護支援事業所
 - 二 所在地 富岡市岡本965 (ミドルホーム富岡内)

(職員の職種、員数及び勤務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- 二 介護支援専門員 4名 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名 事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日及び12月29日から 1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。但し、土曜日は、午前9時から 12時とする。
 - 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。
 - 一 利用者から相談を受ける場合は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所 又は事業所内の相談室とする。
 - 二 課題分析の実施
 - ・課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - ・課題分析の実施にあったては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、 利用者が自立した生活を営む事が出来るよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - ・使用する課題分析票の種類は MDS-HC 方式とする。
 - 三 居宅サービス計画原案の作成
 - ・利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、利用者の理解を得たのちに交付するものとする。
 - 四 サービス担当者会議等の実施
 - ・居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
 - 五 居宅サービス計画の確定
 - ・介護支援専門員は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、 保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等につい て利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

- 六 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
 - ・介護支援専門員が、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- 七 サービス実施状況の継続的な把握及び評価
 - ・居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス 事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用 者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計 画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うもの とする。
- 八 地域ケア会議における関係者間の情報共有
 - ・地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合 には、これに協力するよう努めることとする。

(利用料金)

- 第7条 利用料は以下のとおりとする。
 - 一 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
 - 二 交通費は、後記第8条のサービスを提供する地域に居住する者は無料とする。それ 以外の地域に居住する者は、介護支援専門員が訪問する為に必要な交通費の実費を徴 収する。なお、自動車を使用とした場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ・ 事業所から、片道おおむね 20キロメートル以上30キロメートル未満 900円
 - 事業所から、片道おおむね 30キロメートル以上 一律 1000円
 - 三 解約料金は、利用者の都合により解約した場合は、上記給付金と同額を徴収することがある。
 - * 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で 説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富岡市・甘楽郡の区域とする。

(苦情処理)

- 第9条 苦情処理は以下のとおりとする。
 - 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。
 - 二 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

三 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事故発生時の対応は以下のとおりとする。

- 一 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やか に市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 二 事業所は、サービス提供に伴って、事業の責めに帰すべき事由により賠償すべき 事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 三 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 個人情報の保護は以下のとおりとする。

- 一 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 二 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 虐待防止に関する事項は以下のとおりとする。

- 一 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置 を講ずるものとする。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ・虐待防止のための指針の整備
 - ・虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 二 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 業務継続計画の策定等は以下のとおりとする。

一 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置 を講じるものとする。

- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及 び訓練を定期的に実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変 更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 衛生管理等は以下のとおりとする。

- 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に 掲げる措置を講じるものとする。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ・事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体的拘束)

第15条 身体的拘束は以下のとおりとする。

一 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘 束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとす る。

(その他運営について留意事項)

- 第16条 その他運営についての留意事項は以下のとおりとする。
 - 一 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける ものとし、また、業務体制を整備する。
 - ・ 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 継続研修 年1回
 - 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とする。
 - 四 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 五 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

六 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人大和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者またはその家族が、当事業所に多大なる損害を与えた場合は、当事業所 は利用者又はその家族に対し、損害賠償を請求することができる。

附則

- この規程は、平成12年3月1日から施行する。
- この規程は、平成14年4月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成16年4月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成18年4月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成19年3月1日一部改定して施行する
- この規程は、平成19年4月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成19年8月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成20年2月1日一部改定して施行する
- この規程は、平成20年6月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成20年10月25日一部改定して施行する。
- この規程は、平成20年11月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成22年4月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成25年7月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成25年12月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成26年9月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成27年3月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成27年7月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成27年7月3日一部改定して施行する。
- この規程は、平成27年9月1日一部改定して施行する。
- この規程は、平成27年12月1日一部改定して施行する。
- この規程は、令和1年8月1日一部改定して施行する。
- この規程は、令和1年9月1日一部改定して施行する。
- この規程は、令和1年10月7日一部改定して施行する。
- この規程は、令和1年11月1日一部改定して施行する。
- この規程は、令和1年12月1日一部改定して施行する。
- この規程は、令和5年8月1日一部改定して施行する。
- この規程は、令和6年4月1日一部改訂して施行する。